

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

- 1 委託業務番号 令和7年度 長北管第 000003 号
- 2 委託業務名称 余呉やまなみセンター・旧余呉文化ホール自家用電気工作物保安管理委託業務
- 3 委託業務場所 滋賀県長浜市余呉町中之郷
- 4 履行期間 当該年度 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
期間全体 令和7年6月1日から令和9年6月30日まで（25ヵ月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

長期継続契約

この入札は、「長浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年長浜市条例第248号）」に基づく長期継続契約に係る入札です。契約期間は25ヶ月ですが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算が削減される場合があります。この場合は契約を変更又は解除することになります。

5 対象建築物

建 物 名 称	構 造	階 数	延床面積
余呉やまなみセンター	R C 造(一部木造)	1	2975.03 m ²
旧余呉文化ホール	R C 造(一部木造)	2	1859.46 m ²

第1章 一般事項

1 目的

本業務は、電気事業法第43条並びに同施行規則第52条第2項及び第53条第2項、第3項の規定に基づき、自家用電気工作物である当該施設の電気設備について、適正な工事、維持及び運用が行われることを目的として本仕様書を定め、電気主任技術者により適切かつ効率的な保守点検を実施するものである。

2 適用範囲

契約書及び本仕様書（設備概要書、別表、単線結線図を含む。）に記載されていない事項については、委託者と受託者の双方協議のうえ、決定するものとする。

3 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

4 受託者の負担の範囲

- （1）業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水費は、特記がある場合に限り、受託者負担とする。
- （2）点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、

受託者負担とする。

(3) 絶縁状態の適確な監視が可能な装置を設置及び撤去する費用は、受託者の負担とする。

(4) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂等は、特記がある場合を除き、受託者負担とする。

(5) 業務を実施するにあたり、必要となる諸官庁、関係箇所への書類の作成及び提出にかかる費用は、受託者負担とする。

(6) 点検時等に電力会社に対する各種費用が発生する場合は、受託者負担とする。

5 施設管理担当者

施設管理担当者とは、施設等の管理に携わる者で保安業務の監督を行うことを委託者が指定した者をいう。

6 業務責任者

(1) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し、調整を行う者をいう。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を定め、「業務責任者等届」を委託者に提出する。

また、業務責任者を変更した場合は「同変更届」を提出する。

(3) 業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

7 業務担当者

(1) 業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

(2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

8 再委託

受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合は「再委託届」を委託者に提出する。

9 業務の安全衛生管理

業務の安全衛生管理については、業務責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。

10 危険防止の措置

業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。

業務を行う場所、若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、施設管理担当者と協議のうえ、危険防止に必要な措置を講じ事故の発生を防止すること。

11 関連業務との調整

別契約である関連する業務については、業務責任者間で調整を図る。

12 業務の引継

契約終了に伴う業務の交代については、業務責任者が責任を持って機器の運転状況、非常時の対応等、設備保全上必要な事項については十分に引継を行い、機能の保持に努めなければならない。

第2章 業務内容

1 業務計画

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、委託全期間及び当該年間実施工程、業務担当者が有する資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した「業務計画書」の他、必要に応じ、下記に掲げる書類を委託者に提出すること。

1. 保安全管理業務マネジメントシステム
2. 電気主任技術者数及び平成 15 年経済産業省告示 249 号による 1 人当たりの換算点数
3. 主たる連絡場所から当該施設までの距離、到達時間及び交通機関
4. 緊急時の連絡方法及び連絡先
5. 受電設備保証制度の資料

なお、提出資料の様式は、任意のものとする。

また、業務計画書を作成するに際しては、施設等の設備内容を十分熟知のうえ、総合的な点検を行うように、施設管理担当者等と綿密な協議を行うこととする。

2 業務内容

- (1) 点検及び保守を行う対象機器は、「別表－1」による。
- (2) 点検及び保守の項目、実施時期は、「別表－2」による。
- (3) 点検及び保守の実施にあたっては、関連法令に定めるところによる。また、諸官庁への報告、届出は、速やかに行うこととする。
- (4) 点検及び保守の実施にあたっては、施設等の業務に支障を来さないように実施すること。

3 臨機の処置

- (1) 点検の結果、故障その他の不具合を発見したときは、速やかに施設管理担当者に報告し、その処置について協議を行うものとする。
- (2) 点検時以外においても、故障等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応を行うものとする。
- (3) 点検に際して設備等の破損を生じた場合は、受託者の負担により原状復旧を行うこと。

4 業務報告

- (1) 業務が終了したときは、「点検実施報告書」その他必要とされる書類を速やかに委託者に提出すること。なお、劣化状況等を報告する必要がある場合は、劣化状況等を示す写真及び図面を添付する。
- (2) 業務が完了したときは、「委託業務完了届書」を速やかに委託者に提出する。

設備概要書									
所在地	長浜市余呉町中之郷 2 4 3 4 番地								
事業場の名称	余呉やまなみセンター・旧余呉文化ホール								
最大電力	545 kW				発 電 所			— kW	
受電に係る設備		予備発電設備			連係	有	無		
受電電圧	6,600 V	電 圧	220 V	電 圧			— V		
受電電力	545 kW	出 力	31.2 kW	出 力			— kW		
受電設備容量	1,100 kVA	定格容量	39 kVA	定格容量			— kVA		
		原動機	ディーゼル		原動機				
引込方式	○	構内第 1 柱		出迎え			地中線		
引込開閉器	○	気中		ガス			無し		
地絡継電器		無方向性	○	方向性					
受電形態	○	屋外キュービクル	高圧面数	2	低圧面数		7		
		屋内キュービクル	高圧面数		低圧面数				
		屋内受電室	高圧面数		低圧面数				
受電方式		LBS+PF	○	VCB			OCB		
饋電盤		LBS+PF	○	VCB			OCB		
電灯変圧器(油入)	台数	3	合計容量	400 kVA					
電灯変圧器(乾式)	台数		合計容量	kVA					
動力変圧器(油入)	台数	2	合計容量	700 kVA					
動力変圧器(乾式)	台数		合計容量	kVA					
スコット変圧器(油入)	台数		合計容量	kVA					
進相コンデンサー(油入)	台数	1	合計容量	100 k v a r					
進相コンデンサー(乾式)	台数		合計容量	k v a r					
リアクトル(油入)	台数		合計容量	k v a r					
リアクトル(乾式)	台数		合計容量	k v a r					
P C	台数	4							
Tr, SC用開閉器		LBS+PF		VCB			OCB		
	台数	2	台数			台数			
構内高圧配電線	有	無							
備 考									

電気事業法第42条第1項に基づく保安規程に定めた点検基準による

電 気 工 作 物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			日常点検	月例点検	定期点検	精密点検
引込設備	電柱・支持物	外観点検	◎	○	○	○
	区分開閉器	保護継電器との連動試験			△	○
	配線・ケーブル	絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器・接地線	接地抵抗測定			△	○
	地中・架空電線路					
受電設備・ 配電設備（第二受電設備以降を含む）	電 気 室	外観点検	◎	○	○	○
	キュービクル	計器指示値の確認		○	○	
	遮断器 開閉器 断 路 器	外観点検		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		保護継電器との連動試験			△	○
		絶縁油試験				□
		機能点検				□
	電力用ヒューズ 計器用変成器 母線・支持物 避 雷 器 電力用コンデンサ 直列リアクトル	外観点検		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		接地抵抗測定			△	○
	変 圧 器	外観点検		○	○	○
		二次漏洩電流測定		○		
		絶縁抵抗測定			△	○
		絶縁油試験				□
		内部点検				□
	配 電 盤 制御回路	外観点検		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		保護継電器との動作特性試験			△	○
		計器校正・シーケンス試験				□
	蓄 電 池 充電装置	外観点検		○	○	○
		電池の比重・液温・電圧測定			△	○
	接地装置	外観点検		○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
電気使用場所 の設備	電動機・配線 配線器具 接地装置 電熱装置 照明装置 その他電気機器類	外観点検	◎	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		接地抵抗測定			△	○
予備 発電 装置	原動機関係	外観点検				
	発電機関係	必要な点検・測定・試験				
	蓄 電 池					
	接地装置					
	その他電気機器					
その他（キュービクル内）		機器類の除塵、拭き掃除			△(注)	

- ・日常点検： 随時、連絡責任者および取扱者等が点検する
- ・月例点検： 月1回以上使用状態を巡視し、点検及び測定する
- ・定期点検： 年1回設備を停止して、点検・測定・試験(継電器動作成績等)を実施する
- ・精密点検： 必要に応じ施設を停止して、点検・測定・試験(継電器動作成績等)を実施する

備 考

◎ 印は、日常運転中に点検する

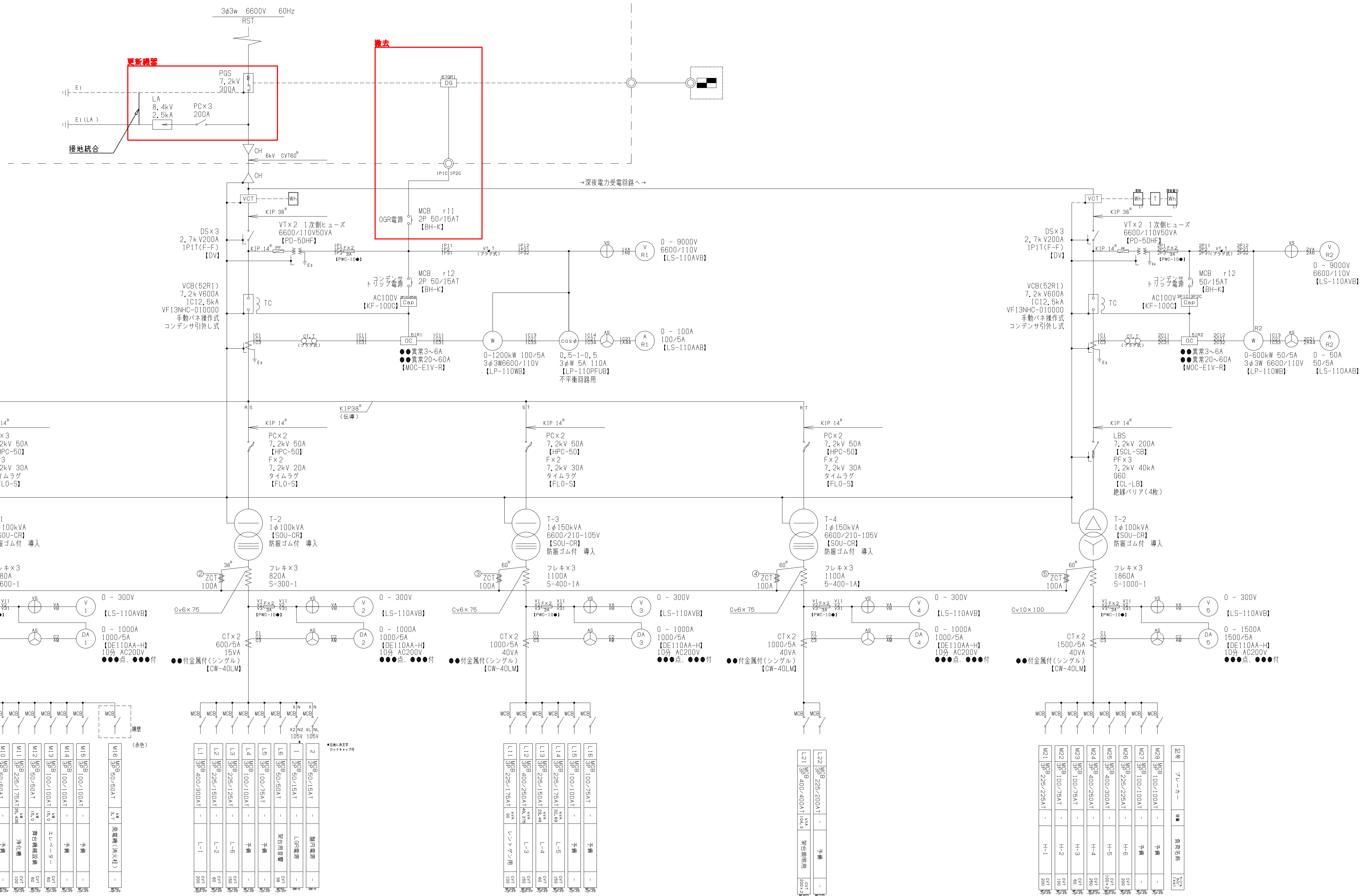
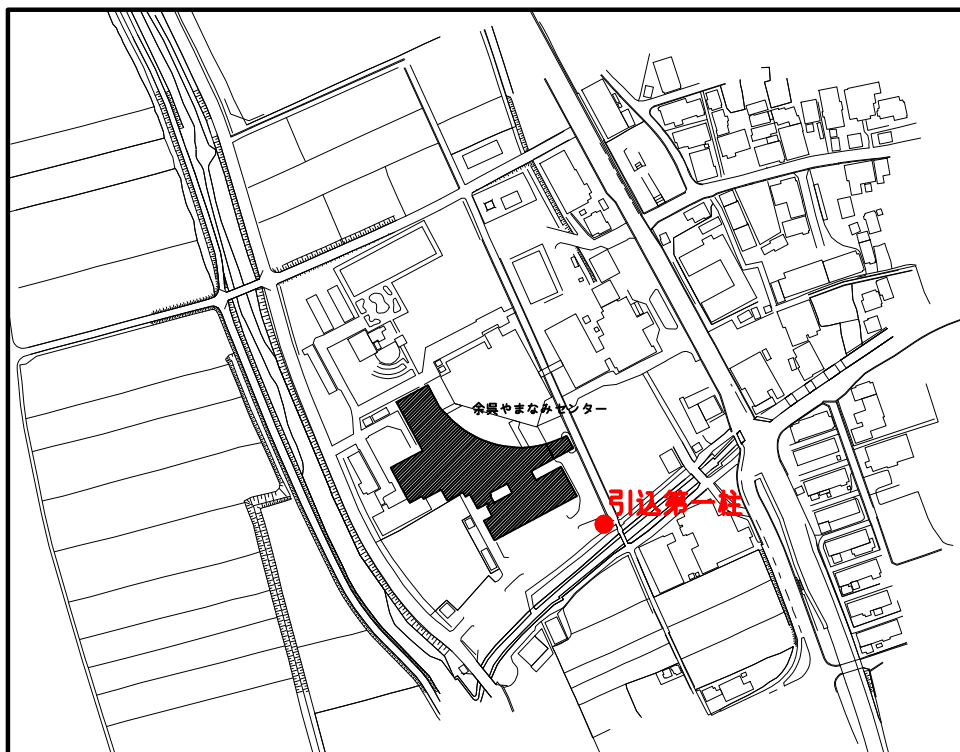
○ 印は、通常実施する

□ 印は、必要により実施する

◇ 印についての、点検・試験・測定は専門業者の場合によることもある

△ 印は、停電範囲を他の理由で打合せによりその一部を実施しない場合もある

(注)：定期点検時には、キュービクル内の高圧機器(母線・PC・LBS・PT・CT・TR・MCB等)
の掃除を必ず実施のこと



注 M8抜け？